平成２３年（フ）第１９３１号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目23番24号、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市野村中町15番３号
破産者　ケイエスディーコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７８号
大阪市平野区平野西４丁目７番５号
破産者　株式会社マエダ電工
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３８号
大阪府茨木市宮島１丁目１番１号
破産者　株式会社河新
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７号
東京都葛飾区高砂３丁目18番14号
破産者　株式会社アキショウ
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
最後の住所堺市中区宮園町５番１―103号
破産者　被相続人芝武生相続財産
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９８号
広島市南区東本浦町10番12号
破産者　株式会社工務
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８１号
広島市安佐北区落合南８丁目25番７号
破産者　有限会社ミクリヤ塗装店
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８１号
広島県東広島市西条町御薗宇378番地３
破産者　株式会社西井設備
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３０号
群馬県伊勢崎市堀下町1362番地
破産者　有限会社石田庵
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
群馬県前橋市石倉町２丁目９番地９
破産者　長島　　博
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８８号
群馬県前橋市石倉町２丁目９番地の９
破産者　有限会社エヌビーシー
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１１号
横浜市西区北幸２丁目10番28号むつみビル４Ｆ
破産者　株式会社プランニングエイ
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７５号
東京都品川区東大井４丁目１番11―308号
破産者　有限会社ヒロ冷熱設備
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６５号
横浜市瀬谷区南瀬谷２丁目14番地の２
破産者　有限会社東京個人指導会
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１８号
福井県鯖江市三六町２丁目２番３号
破産者　株式会社セコ写真店
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
静岡県掛川市吉岡1711番地の11
破産者　有限会社もりせい
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９号
静岡県藤枝市田沼３丁目５番４号
破産者　有限会社フォーリーフ
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９号
最後の住所地静岡県伊豆市大平118番地の２
破産者　亡杉山誠相続財産
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
静岡県掛川市満水12番地の１
破産者　有限会社総合園芸センター一坪園
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１１２０号
京都市北区上賀茂荒草町65番地
破産者　横田商事株式会社
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
京都市左京区岩倉花園町346番地
破産者　有限会社ケイアンドケイ
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
沖縄県うるま市石川山城1715―２　105号、住民票上の住所沖縄県うるま市石川2247番地ＨＮｏ155
破産者　内間　弘幸
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部